

中区における報道機関説明時（R5.1.10）資料

令和 5 年 1 月 10 日

中区での暴行等容疑での逮捕事案への本市の対応について

令和 5 年 1 月 4 日（水）から 5 日（木）にかけて、各報道機関で報道された標記の事案につきまして、これまで大阪府警本部による捜査中であることから、本市から説明を控えておりました項目について、一部説明が必要であるとの判断から以下のとおりお示しします。

■ 暴行の事案について

- 本市で認識できている B 容疑者による A 氏への暴行回数は令和 4 年 10 月～11 月にあった 5 回。そのうち 2 回は中保健福祉総合センター生活援護課面談室でのことです。
- 暴行の程度は、5 回のいずれも被害者の腹部を加害者が片手のこぶしで一度叩いたものです。
- 職員が現場で認識した 3 回（区役所内 2 回、区役所外 1 回）につきまして、いずれも B 容疑者に対し、それ以上の行為を続けることのないよう職員が体を入れて制止しました。加えて、A 氏に状態を尋ね、警察への通報等の意思を毎回確認したところ、通報の意思を示さなかったため、警察等への通報に至りませんでした。
- 区役所外の 3 回のうち 2 回につきましては職員が現場に居合わせたものの、その時は暴行の事実は認識できず、後日映像により確認できたものです。
- なお、現場で被害者に尋ねると被害者の本意が確認できない場合もあるので、B 容疑者が居合わせていない際にも確認しましたが、A 氏に通報等の意思はありませんでした。

■ 恐喝の事案について

- 令和 4 年 11 月 21 日（月）に B 容疑者より、突然「これから中保健福祉総合センター生活援護課に A 氏の弟と来所する」旨の連絡がありました。その後 A 氏弟、弟の娘とその夫（以下、A 氏家族）が来所し 2～3 分後に B 容疑者が来所しました。B 容疑者は A 氏家族がいる面談室に入室すると唐突に弁済金の話しを始めました。
- 中区役所職員は、報道されている上記事案に関して、弁済金やそれに関わる書面（誓約書及び領収書）のやり取りに立ち合いましたが、目の前で金銭を脅し取る等の場面や言動を確認していません。
- 面談室での誓約書の作成（用紙、領収書、朱肉の提供）については、実際に現場で金銭授受があったため、支払い証明を交わしておいた方が良いと考え、支払い証明として領収書を交わすなどの一般的な手続きの一例を示したものです。
- その際に領収書の紙などは持っていなかったため、区役所の事務用品（A4 コピー用紙、朱肉、ボールペン）を使用したものです。

※ なお、現在も捜査中の事案でもありますので、一部お答えできない内容がありますことをご了承ください。
また情報の取扱いにはご配慮をお願いします。

注）本件資料作成にあたり、被害者については「A 氏」、容疑者については「B 容疑者」としています。